

## 救急車を呼んだら消防車まで来た！ “なぜ”

最近サイレンを鳴らして、消防車の後を救急車が走っているのを見たことがありますか？

これは「連携出動」といい、消防車と救急車が同時に出動します。救急車には隊員が3人乗っています。しかし、3人で処置・搬送が困難な場合に連携出動が必要となるのです。

近年救急業務は「とにかく早く病院へ運ぶ」ではなく、救急救命士の誕生以降、救急隊員の行える処置が拡大して、「現場で必要とされる処置を的確に行い、病院へ引き継ぐ」へと変わってきました。そこで次のような場合には、連携出動を行っています。

- 病气やけがなどで心臓や呼吸が止まっている場合  
(心肺蘇生法を行いながら救急車までの搬送が困難なため。)
- 高い建物で階段を使用する場合や通路が狭い場合  
(観察を継続しながら搬送するのが困難なため。)
- 交通量の多い場所で発生した交通事故の場合  
(傷病者や救急隊員の安全確保を必要とし、通行車両を規制しながら搬送するため。)
- その他、通報内容から応援隊が必要と判断した場合



「うちは救急車を呼んだのに消防車も来た！」というような場面に遭遇される時もあると思いますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 救える命を救うために！

近年、救急業務だけでなく救急医療が大きな変革の時期を迎えています。市民生活の安全確保のため救急業務の高度化を積極的に進めています。救命率の向上には市民の皆様方が応急手当の必要性と救急車の正しい利用法についてご理解いただくことが最も重要です。



### 消防署では毎月第四土曜日に 一般の方を募集して普通救命講習会を実施

119番通報後、救急車が到着するまでの間、傷病者のそばにいる方による人工呼吸や胸骨圧迫などの「心肺蘇生法」のほか、止血などの病態に応じた処置は救命向上には不可欠な要因となります。これらの心肺蘇生法に加えて、致命的な不整脈を起こした心臓に電気ショックをかけるAED（自動体外式除細動器）の使用が認められています。

市民の皆様にとって最も重要なことは、実際に遭遇した場合に応急処置がすぐさま実施できるかどうかということです。そのためにも、救命講習をぜひ受講していただきますようお願いいたします。

詳しくは消防本部・警防課 ☎53-1153 へお問合せください。



## 消防自動車等の緊急走行に対するご理解とご協力を！

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限とするため消防活動を行い、また急病人等には応急処置をし、すみやかに病院へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等が円滑に緊急走行できるよう、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。